ネットde記帳 平成28年度申告等対応について

2017年1月24日

目次

1.個人番号対応(リリース済)

- 1-1.所得税申告書
 - (1) 所得税基本情報
 - (2) 所得税申告書
 - (3) 個人番号チェックの追加

1-2.消費税申告書

- (1) 消費税基本情報
- (2) 消費税申告書
- (3) 消費税申告書印刷
- (4) 個人番号チェックの追加

2.平成28年改正対応(平成29年1月リリース予定)

- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (1) 改正内容
 - (2) 様式等の変更
 - (3) 画面イメージ
 - (4) 帳票イメージ

2-2.電子申告

- (1) 改正内容(個人番号対応含む)
- (2) 画面イメージ
- (3) 帳票イメージ
- (4) 電子申告関連メニューの利用可能ユーザーの限定

3.平成28年の消費税申告書の用紙について

4.注意事項

1. 個人番号対応

(リリース済)

個人番号情報の連携、帳票・電子申告データへの出力には、『マイナンバー保管』を併用しており、なおかつ①「マイナンバー契約区分」が「税務支援」である、②ユーザーがマイナンバー連携権限を有している、③操作する端末が登録されている、という条件が満たされていることが必要です。

- 1-1.所得税申告書
 - (1)所得税基本情報
- 個人番号の設定欄を追加しました。
 - ① 基本情報 タブ
 - •「個人番号」
 - ・ [連携] ボタン/ [解除] ボタン
 - ・ 🔎 ボタン



- [連携] ボタンを押すことで、「個人データ連携」ダイアログを起動して、『マイナンバー保管』システムに登録された特定個人情報を連携することができます。 [解除] ボタンを押すことで、連携設定を解除できます。
- ・連携設定すると、「個人番号」欄がマスク表示され、個人番号を扱う条件(権限・登録済端末)を満たした 税理士ユーザーまたは事業者ユーザーは、☑ ボタンが使用可能になります。 ☑ ボタンを押すことで、 マスクが解除され、個人番号を参照できます。

- 1-1.所得税申告書
 - (1)所得税基本情報

マイナンバー保管システムの契約情報の表示欄を追加しました。

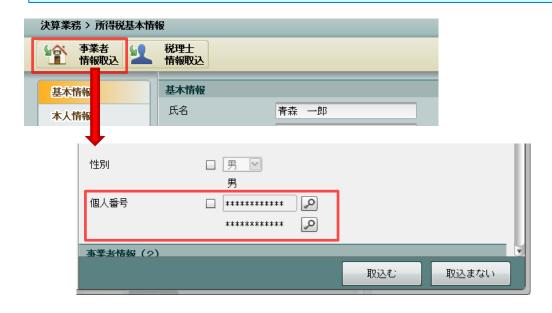
- ①「基本情報」タブ
 - ・「マイナンバー契約1



- 「マイナンバー契約」は、事業者の契約情報が表示されます。
- 契約情報は、初回のみ『事業者情報登録』の[連携情報取得]ボタンで取得する必要がありますが、 その後は、マイナンバーに関連する処理(※1)の起動時に自動取得されます。契約情報に変更があった場合は、「マイナンバー契約」と「情報取得日」に最新の契約情報が表示されます。
 - ※1 マイナンバーに関連する処理

『事業者登録』『所得税基本情報』『所得税申告書』『消費税基本情報』『消費税申告書』 『データ作成・送信』『履歴参照』(決算業務および決算専用業務からの起動)

- 1-1.所得税申告書
 - (1)所得税基本情報
- 個人番号の設定欄を追加しました。
 - ②「事業者情報取込」ダイアログ
 - •「個人番号」
 - ・ 🗾 ボタン



- 「個人番号」にチェックを付けることで、『事業者情報登録』で連携した「個人番号」を取り込むことができます。
- ・個人番号を扱う条件(権限・登録済端末)を満たした税理士ユーザーまたは事業者ユーザーは、 ✓ ボタンが使用可能になります。 ✓ ボタンを押すことで、マスクが解除され、個人番号を参照できます。

- 1-1.所得税申告書
 - (2)所得税申告書
- 個人番号の設定欄を追加しました。
 - ①「事業専従者等」タブ
 - •「個人番号」
 - ・ [連携] ボタン/ [解除] ボタン
 - ・ 🔎 ボタン



・「個人番号」欄、[連携]ボタン/[解除]ボタン、2 ボタンは、『所得税基本情報』の機能と同様です。

- 1-1.所得税申告書
 - (2)所得税申告書
- 個人番号の設定欄を追加しました。
 - ②「配偶者・扶養」タブ (配偶者、扶養親族)
 - •「個人番号」
 - ・ [連携] ボタン/ [解除] ボタン
 - ・ 🔎 ボタン



・「個人番号」欄、[連携]ボタン/[解除]ボタン、2 ボタンは、『所得税基本情報』の機能と同様です。

- 1-1.所得税申告書
 - (3) 個人番号チェックの追加

個人番号の設定が正しいかチェックする機能を追加しました。

【チェックする項目】

·事業者、配偶者、扶養親族、事業専従者

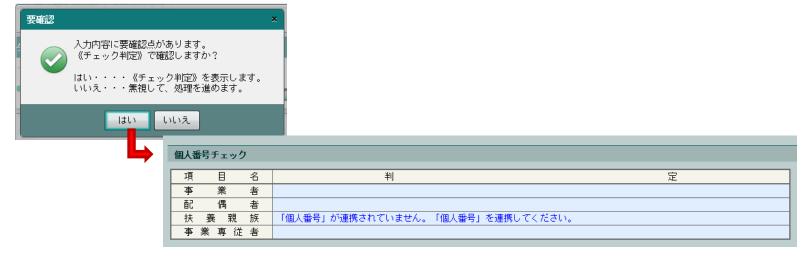
【チェック内容】

- ・個人番号が連携されているか。
- ・同一個人に異なった個人番号が連携されていないか。
- ・異なった個人に同一の個人番号が連携されていないか。

【チェックおよびチェック結果確認】

- ・個人番号チェックは、随時実行されます。チェック結果は、「入力検証」画面の「個人番号チェック」欄に 表示されます。
- ・印刷時、入力完了時、処理終了時に個人番号チェックで警告がある場合は、メッセージが表示されます。

個人番号の設定が正しくない場合



- 1-2.消費税申告書
 - (1)消費税基本情報
- 個人番号の設定欄を追加しました。(会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合)
 - ① 基本情報 タブ
 - •「個人番号」
 - ・ [連携] ボタン/ [解除] ボタン
 - ・ 🔎 ボタン



- [連携] ボタンを押すことで、「個人データ連携」ダイアログを起動して、『マイナンバー保管』システムに登録された特定個人情報を連携することができます。 [解除] ボタンを押すことで、連携設定を解除できます。
- ・連携設定すると、「個人番号」欄がマスク表示され、個人番号を扱う条件(権限・登録済端末)を満たした 税理士ユーザーまたは事業者ユーザーは、☑ ボタンが使用可能になります。 ☑ ボタンを押すことで、 マスクが解除され、個人番号を参照できます。

- 1-2.消費税申告書
 - (1)消費税基本情報

マイナンバー保管システムの契約情報の表示欄を追加しました。 (会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合)

- ① 基本情報 1タブ
 - ・「マイナンバー契約 |



• 「マイナンバー契約」欄、「情報取得」欄は、『所得税基本情報』の機能と同様です。

- 1-2.消費税申告書
 - (1)消費税基本情報
- 個人番号の設定欄を追加しました。(会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合)
 - ②「事業者情報取込」ダイアログ
 - •「個人番号」
 - ・ 🛂 ボタン



- •「個人番号」にチェックを付けることで、『事業者情報登録』で連携した「個人番号」を取り込むことができます。
- ・個人番号を扱う条件(権限・登録済端末)を満たした税理士ユーザーまたは事業者ユーザーは、
 「グーボタンが使用可能になります。」がインを押すことで、マスクが解除され、個人番号を参照できます。

- 1-2.消費税申告書
 - (2)消費税申告書

消費税確定申告書および中間申告書に個人番号の表示を追加しました。 (会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合)

- •「個人番号」
- ・ 🛭 ボタン
- •確定申告書(一般用)



• 確定申告書(簡易課税用)



1-2.消費税申告書

(2)消費税申告書

• 中間申告書

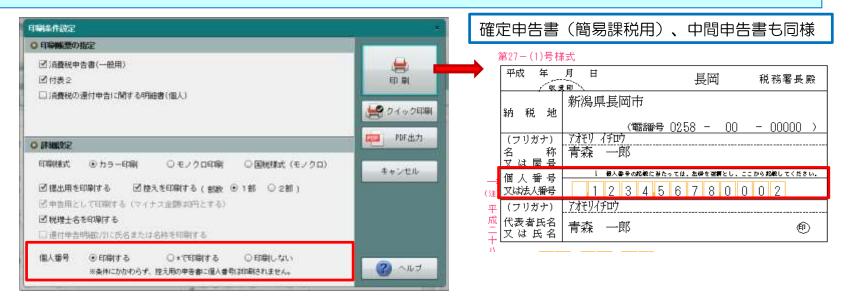


- 『消費税基本情報』の個人番号が「個人番号」欄に表示されます。
- ・個人番号を扱う条件(権限・登録済端末)を満たした税理士ユーザーまたは事業者ユーザーが ☑ ボタンを押すと、マスクが解除されて、個人番号を参照できます。

- 1-2.消費税申告書
 - (3)消費税申告書印刷

詳細設定に「個人番号」の印刷条件を追加しました。申告書に個人番号の出力を追加しました。

(会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合)



- 条件(権限・登録済端末)を満たしたユーザーが「印刷する」を選択した場合、『消費税基本情報』で連携設定した個人番号が出力されます。個人番号が取得できない場合は、エラーメッセージが表示され、印刷はできません。
- 「*で印刷する」を選択した場合、『消費税基本情報』で連携設定した個人番号が「*」の置き換えられて 出力されます。
- 「印刷しない」を選択した場合、個人番号は空白で出力されます。
- ・控えの申告書には、個人番号は出力されません。

1-2.消費税申告書

(4)個人番号チェックの追加

個人番号が連携されているかチェックする機能を追加しました。

(会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合)

【チェックするタイミング】

- ・「申告書選択」画面で中間申告書または確定申告書を選択したとき
- ・「申告書」画面のAPツールバーの[印刷]ボタンをクリックしたとき



- [選択] ボタンを押すと、『消費税基本情報』の個人番号が連携されているかチェックされます。 個人番号が未連携の場合、警告メッセージが表示されます。
 - 警告メッセージで [はい] を選択すると、処理が続行され、「申告書ー付表」画面に遷移します。 「いいえ] を選択すると、画面入力に戻ります。
- 個人番号の未連携チェックは、「マイナンバー契約」が「税務支援」の場合のみ実行されます。

1-2.消費税申告書

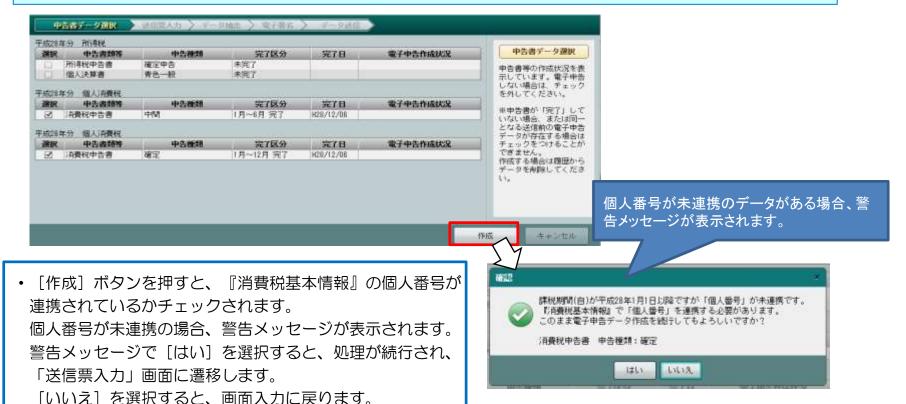
(4)個人番号チェックの追加

個人番号が連携されているかチェックする機能を追加しました。 (会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合) 【チェックするタイミング】

・「データ作成・送信」で申告書を選択したとき

・個人番号の未連携チェックは、「マイナンバー契約」が

「税務支援」の場合のみ実行されます。



2. 平成28年改正対応

(平成29年1月リリース予定)

2-1.個人決算書および所得税申告書

(1)改正内容

平成28年分の所得税の改正に対応します。

【改正内容】

- ① 給与所得控除の上限額引き下げ(平成26年度の改正事項で、平成28年分から適用)
 - ・給与等の収入金額が1,200万円を超える場合の給与所得控除額の上限が 230万円に引き下げられました。

給与等の収入金額(A)		給与所得の金額
:	:	:
(変更がないため割愛)		
6,660,000 円超	10,000,000 円以下	A×90%-1,200,000円
10,000,000 円超	12,000,000 円以下	A×95%-1,700,000 円
12,000,000円超		A-2,300,000円

②税務関係書類への個人番号(マイナンバー)の記載の義務化

- ・確定申告書B 第一表に、申告者の「個人番号」の項目が追加されました。
- 確定申告書B 第二表に、配偶者、扶養親族、16歳未満の扶養親族および 事業専従者の「個人番号」の項目が追加されました。

③日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

(平成27年度の改正事項で、平成28年分から適用)

配偶者および扶養親族に「国外居住」の項目が追加されました。

- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (2)様式等の変更

【様式等の変更】 (平成28年12月2日現在)

- ① 収支内訳書(一般用)
 - 「番号」欄の見出しを削除
- ② 収支内訳書(農業所得用)
 - 「番号」欄の見出しを削除
- ③ 収支内訳書(不動産所得用)
 - 「番号」欄の見出しを削除
- ④ 確定申告書B 第一表
 - 様式番号、使用対象年分の変更
 - 「番号」欄を「整理番号」欄に文言変更
 - 申告者の「個人番号」欄を追加
 - 「復興特別控除額」の注記、「整理欄」の変更

- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (2)様式等の変更

⑤ 確定申告書B 第二表

- 様式番号、使用対象年分の変更
- 「番号」欄を「整理番号」欄に文言変更
- ・「配偶者(特別)控除」欄、「扶養控除」欄、「事業専従者に関する事項」欄 および「16歳未満の扶養親族」欄に「個人番号」欄を追加
- 「配偶者(特別)控除」欄および「扶養控除」欄に「国外居住」欄を追加
- 「〇所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄を、 5明細/頁から4明細/頁に変更
- 「〇雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」 欄を、4明細/頁から3明細/頁に変更

⑥ 確定申告書(損失申告用) 第四表(一)

- 様式番号、使用対象年分の変更
- 「番号」欄を「整理番号」欄に文言変更
- 「1 損失額又は所得金額」欄の株式等(E欄)の変更

⑦ 確定申告書(損失申告用) 第四表(二)

- 様式番号、使用対象年分の変更
- 「番号」欄を「整理番号」欄に文言変更
- 「4 繰越損失を差し引く計算」欄の文言変更

- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (2)様式等の変更
 - ⑧ 確定申告書(損失申告用) 第四表付表(一)
 - 様式番号、年分の変更
 - 「番号」欄を「整理番号」欄に文言変更
 - ⑨ 確定申告書(損失申告用) 第四表付表(二)
 - 様式番号、年分の変更
 - 「番号」を「整理番号」に文言変更
 - 「4 繰越損失を差し引く計算」欄の変更
 - 「A(22年)」欄を削除
 - 「B(23年)」欄を「A(23年)」欄に変更
 - 「A(23年)」欄の「翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額」を削除(斜線)
 - 「C(24年)|欄を「B(24年)|欄に変更
 - 「B(24年)」欄のうち、平成28年分の申告で所得から差し引くことができない 以下の損失額の項目を削除

「24年が青色の場合 被災純損失以外の損失 山林以外」欄

「24年が青色の場合 被災純損失以外の損失 山林」欄

「24年が白色の場合 変動所得の損失」欄

「24年が白色の場合 被災事業用資産の損失 山林以外」欄

「24年が白色の場合 被災事業用資産の損失 山林」欄

「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄

「特定雑損失以外の雑損失」欄

- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (2)様式等の変更
 - 「D(25年)」欄を「C(25年)」欄に変更
 - 「C(25年)」欄のうち、以下の項目の「翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額」の項目を削除(斜線)

「25年が青色の場合 被災純損失以外の損失 山林以外」欄

「25年が青色の場合 被災純損失以外の損失 山林」欄

「25年が白色の場合 変動所得の損失」欄

「25年が白色の場合 被災事業用資産の損失 山林以外」欄

「25年が白色の場合 被災事業用資産の損失 山林」欄

「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄

「特定雑損失以外の雑損失」欄

- 「F(26年)」欄を「D(26年)」欄に変更
- 「E(27年) | 欄の追加(項目はD(26年) 欄と同じ)
- 「4 繰越損失を差し引く計算」欄の文言変更

⑩ (第三者作成書類)給与所得の源泉徴収票の記載事項

- ・「住宅借入金等(1回目)」「住宅借入金等(2回目)」の「特別控除区分」欄の追加
- 「借入金等年末残高(上段)適用区分」「借入金等年末残高(下段)適用区分)」欄の削除
- 「特定取得(上段)」「特定取得(下段)」欄の削除

- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

事業者情報登録:「納税者番号」を「整理番号」に変更します。

• 事業者情報登録



- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

所得税基本情報、事業者情報取込:「番号(納税者)」を「整理番号」に変更します。

• 所得税基本情報



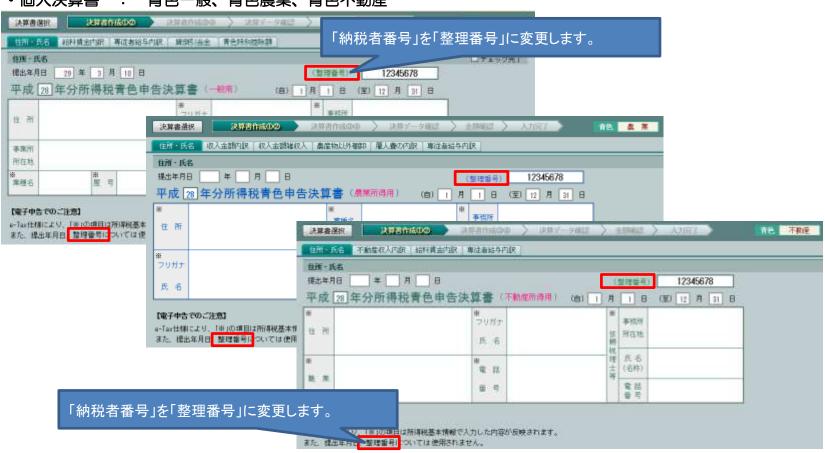
• 事業者情報取込(所得税)



- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

個人決算書:「納税者番号」を「整理番号」に変更します。

• 個人決算書 : 青色一般、青色農業、青色不動産



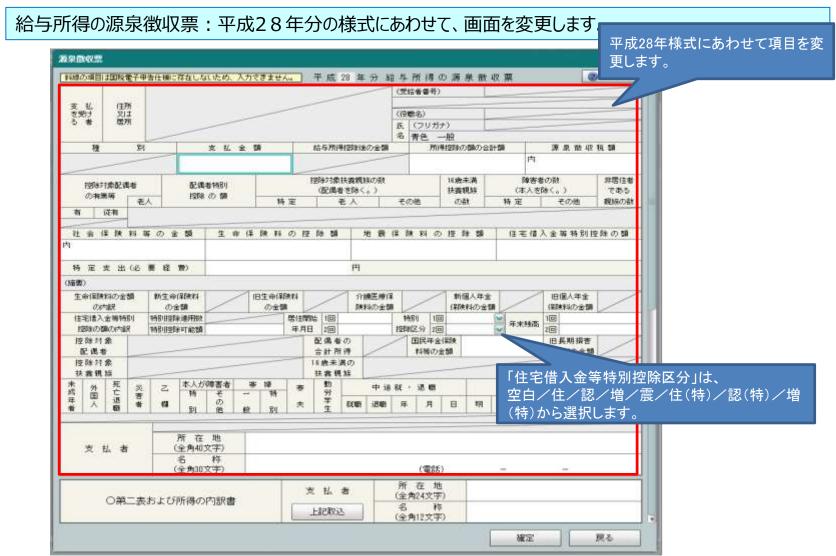
- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

個人決算書:「納税者番号」を「整理番号」に変更します。

• 個人決算書-収支一般、収支農業、収支不動産

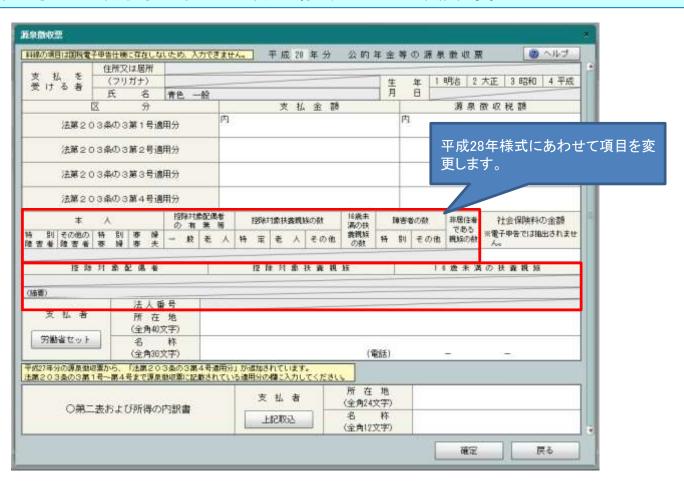


- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ



- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

公的年金等の源泉徴収票:平成28年分の様式にあわせて、画面を変更します。



- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

繰越損失:平成23年~平成27年の5年分に画面を変更します。



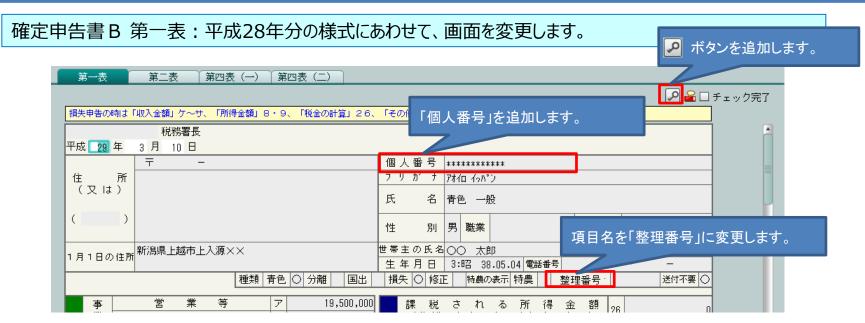
- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

配偶者・扶養親族:「国外居住」を画面に追加します。



- 「配偶者(特別)控除」欄および「扶養親族」欄に「国外居住」を追加します。(初期値:空白)
- ・配偶者または扶養親族が国外居住親族の場合は、「該当」を選択します。

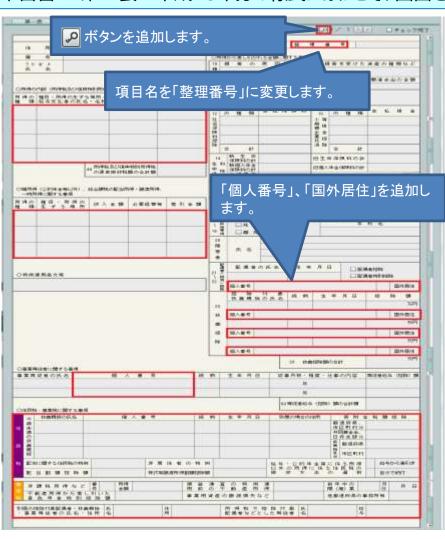
- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ



- 『所得税基本情報』の個人番号を「個人番号」欄に表示します。
- 個人番号を扱う条件(権限・登録済端末)を満たした税理士ユーザーまたは事業者ユーザーが ☑ ボタンを押すと、マスクが解除されて、個人番号を参照できます。

- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

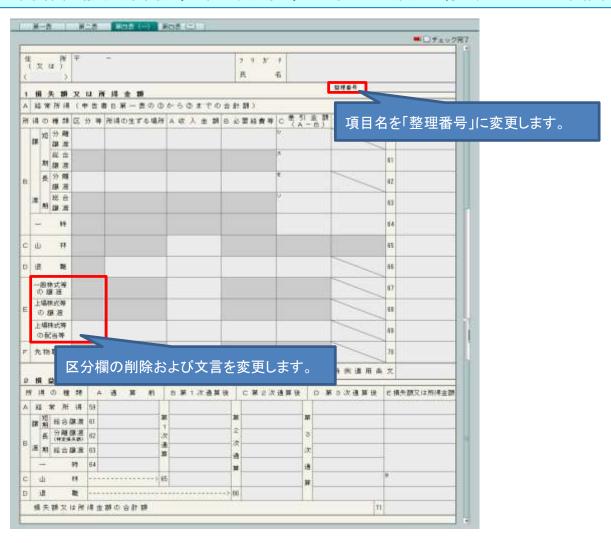
確定申告書 B 第二表:平成28年分の様式にあわせて、画面を変更します。



- ・「事業専従者等」画面および「配偶者・扶養 親族」画面で連携した個人番号を「事業専従 者に関する事項」欄、「配偶者(特別)控除」 欄、「扶養親族」欄および「16歳未満の扶養 親族」欄に表示します。
- ・個人番号を扱う条件(権限・登録済端末)を満たした税理士ユーザーまたは事業者ユーザーが ☑ ボタンを押すと、表示している頁のすべての個人番号のマスクが解除されて、個人番号を参照できます。

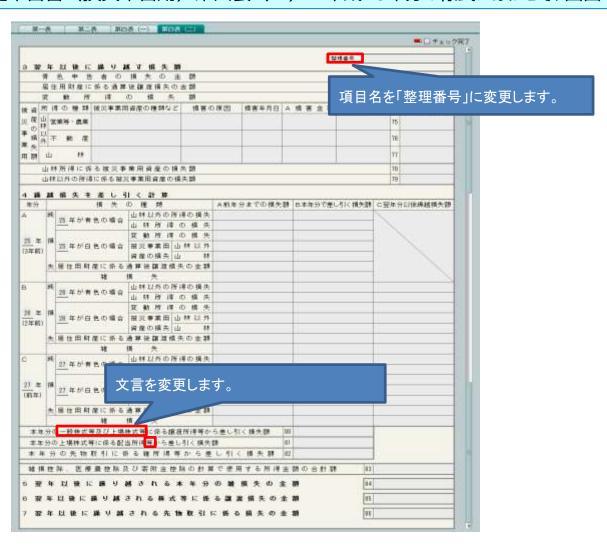
- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

確定申告書(損失申告用)第四表(一):平成28年分の様式にあわせて、画面を変更します。



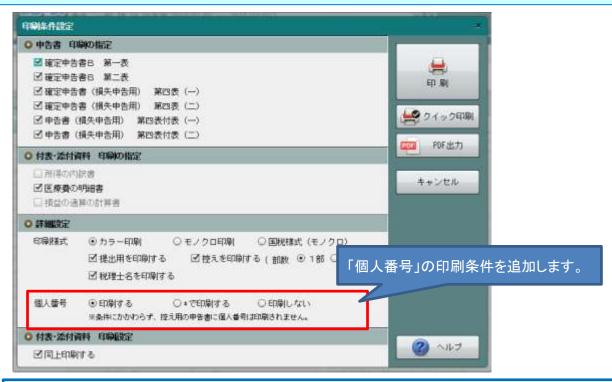
- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

確定申告書(損失申告用)第四表(二):平成28年分の様式にあわせて、画面を変更します。



- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

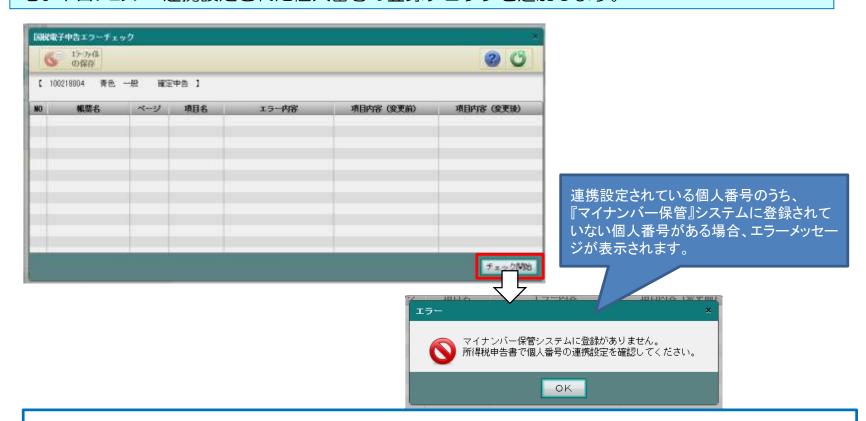
詳細設定に「個人番号」の印刷条件を追加します。



- ・条件(権限・登録済端末)を満たしたユーザーが「印刷する」を選択した場合、入力画面で連携設定した 個人番号が出力されます。個人番号が取得できないデータが1件でもある場合は、エラーメッセージが表示され、 印刷はできません。
- •「*で印刷する」を選択した場合、入力画面で連携設定した個人番号が「*」の置き換えられて出力されます。
- 「印刷しない」を選択した場合、個人番号は空白で出力されます。
- ・控えの申告書には、個人番号は出力されません。

- 2-1.個人決算書および所得税申告書
 - (3)画面イメージ

電子申告チェック:連携設定された個人番号の登録チェックを追加します。

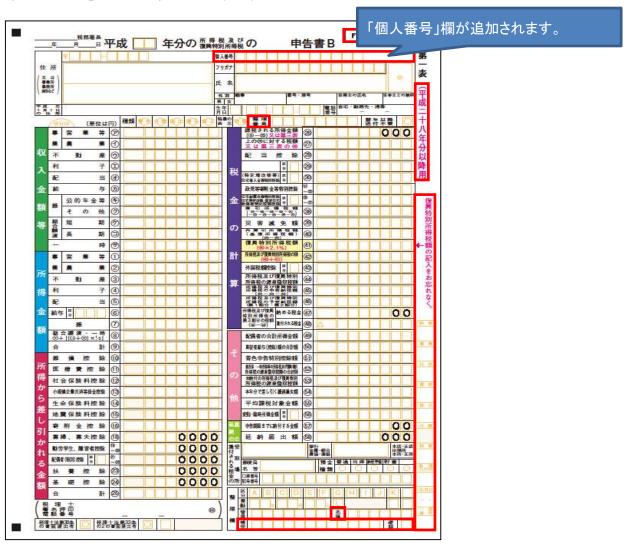


・条件(権限・登録済端末)を満たしたユーザーが [チェック開始] ボタンを押すと、連携設定された個人番号が 『マイナンバー保管』システムに登録されているかチェックされます。個人番号が登録されていないデータが 1件でもある場合、エラーメッセージを表示します。個人番号の登録チェックでエラーがない場合、既存の 電子申告チェックが行われます。

2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

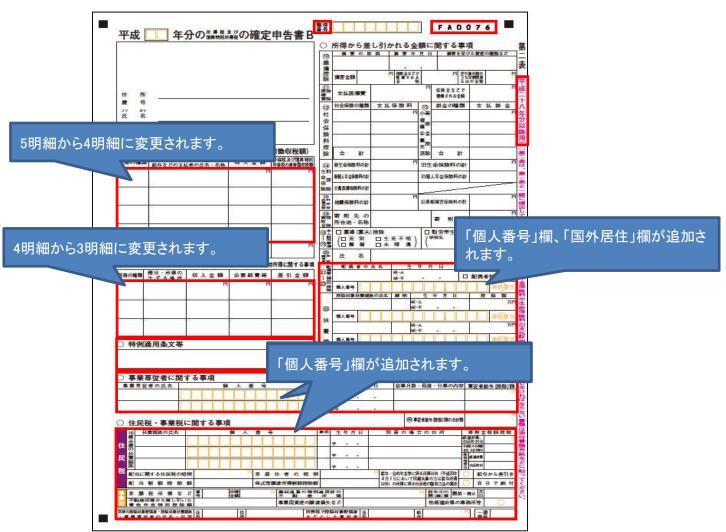
【変更後イメージ】 確定申告書B 第一表



2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

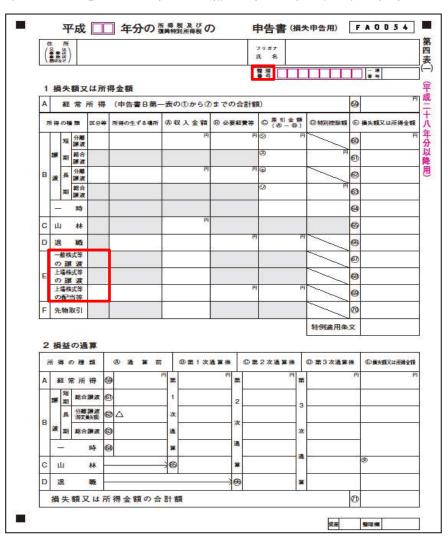
【変更後イメージ】 確定申告書B 第二表



2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

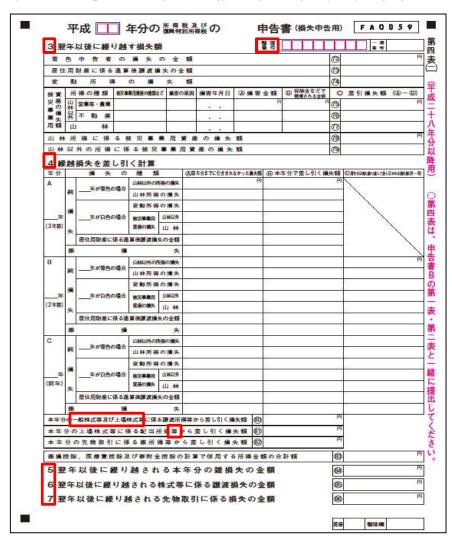
【変更後イメージ】 確定申告書(損失申告用) 第四表(一)



2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

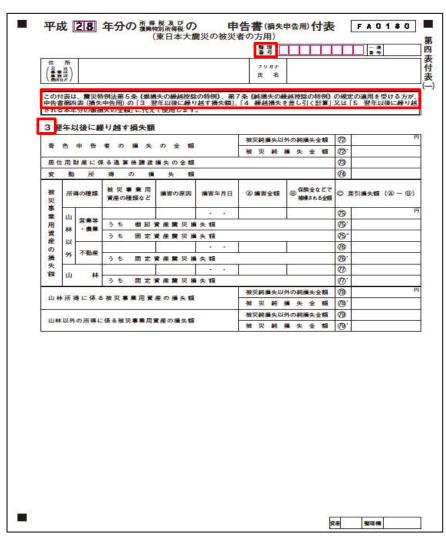
【変更後イメージ】 確定申告書(損失申告用) 第四表(二)



2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

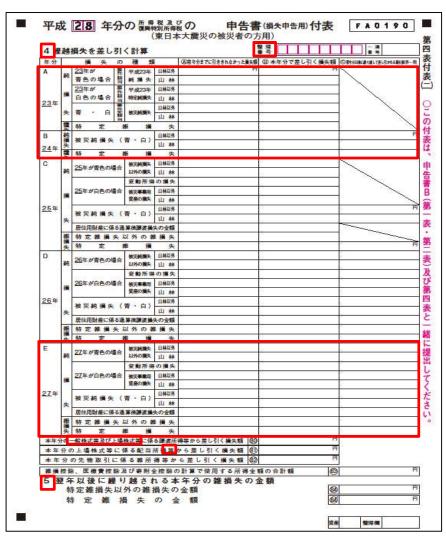
【変更後イメージ】 確定申告書(損失申告用) 第四表付表(一)



2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

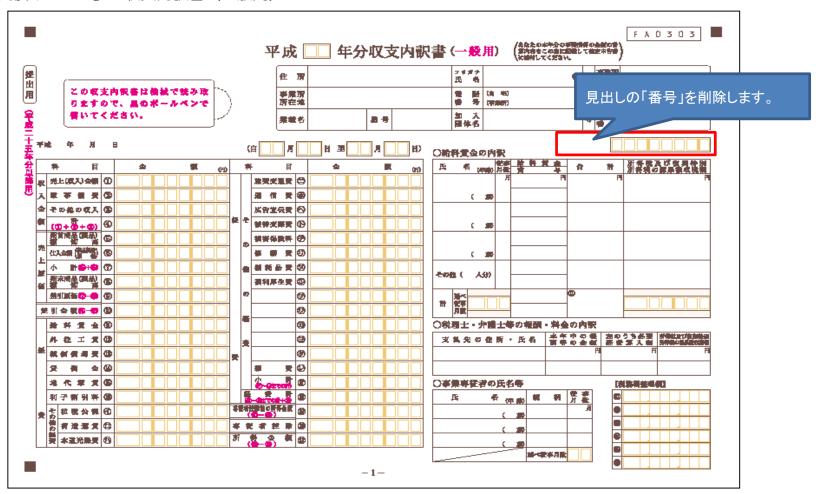
【変更後イメージ】 確定申告書(損失申告用) 第四表付表(二)



2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

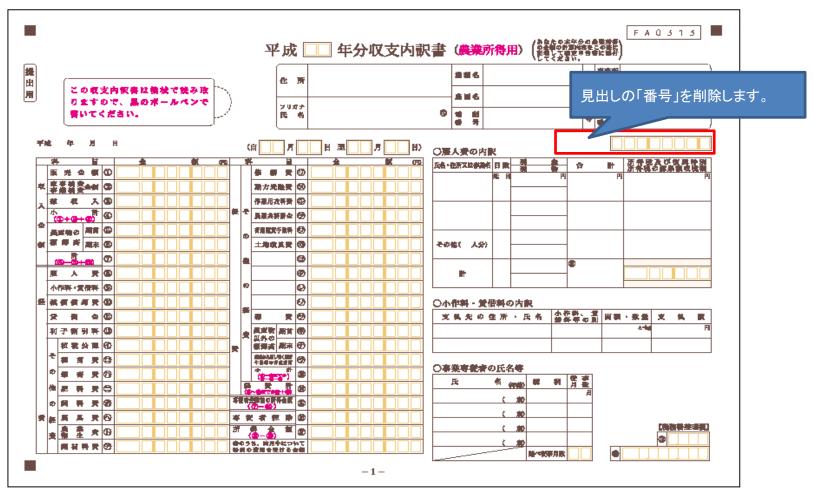
【変更後イメージ】 収支内訳書(一般用)



2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

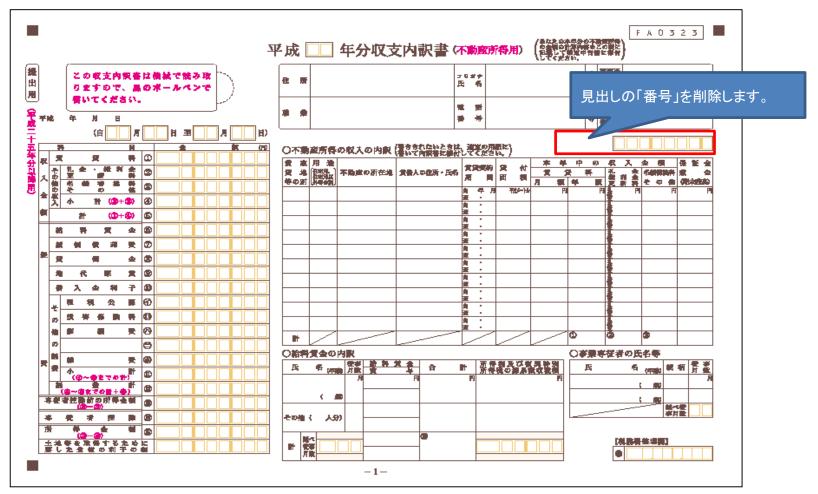
【変更後イメージ】 収支内訳書(農業所得用)



2-1.個人決算書および所得税申告書

(4)帳票イメージ

【変更後イメージ】 収支内訳書(不動産所得用)



- 2-2.電子申告
 - (1)改正内容(個人番号対応含む)
 - ① 申告書データ選択 ・・・ 所得税個人番号対応
 - 個人番号未連携チェックを追加

② 申告書等送信票(兼送付書)

e-Taxで平成29年1月4日(水)から一部添付書類のイメージデータ(PDF)による提出の受付が開始されたため、申告書等送信票(兼送付書)にイメージ列を追加しました。ただしネットde記帳で電子申告を行う場合に利用できるのは申告データ受付後に行う「追加送信」のみです。「同時送信」には対応しておりませんので、ご注意ください。

- 受付情報の「番号」 → 「整理番号」に名称を変更
- 申告書等 内訳書等から「財産及び債務の明細書」を削除
- 添付書類等 譲渡所得関係書類から「住民票(除票)の写し」を削除
- 提出区分にイメージ列を追加
- 添付書類等 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する書類等」のイメージ列にチェックボックスを追加
- 添付書類等 譲渡所得関係書類の「不動産登記簿謄本(抄本)・登記事項証明書」と 「特例適用のための証明書等」のイメージ列にチェックボックスを追加
- その他(1面と2面の両方)のイメージ列にチェックボックスを追加
- 1面、2面の下部にある補足エリアの変更

③ 電子署名

「日税連 税理士用電子証明書(第四世代) 」を認証局に追加

2-2.電子申告

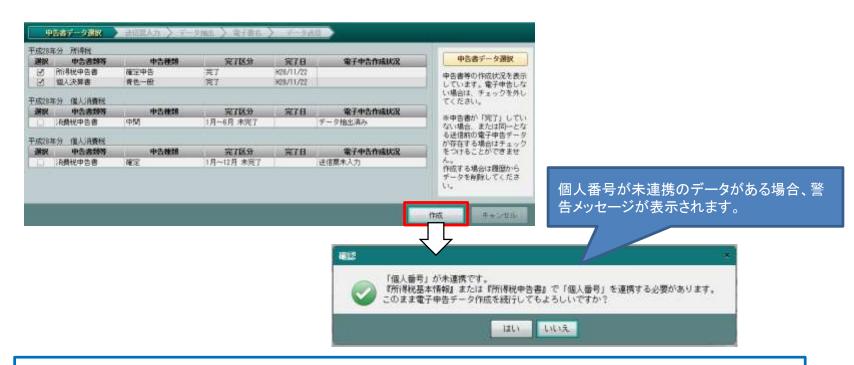
(1)改正内容(個人番号対応含む)

- ④ 電子署名認証局名の変更
 - 「公的個人認証サービス(番号カード)」から「公的個人認証サービス(マイナンバーカード)」に認証局名が変更されます。
- ⑤ ログインユーザ種別による電子申告処理制御 ・・・ 個人番号対応に伴う仕様変更
 - 商工会職員ユーザーが電子署名やe-Taxへの接続処理(データ送信、メッセージボックス、 利用者情報登録・変更)を処理する場合に制限がかかります。
- ⑥ 個人番号を含む電子申告データの操作制限 ・・・ 個人番号対応に伴う仕様変更
 - 個人番号を扱う条件(権限・登録済端末)を満たさないユーザーが個人番号を含む 電子申告データを操作する場合、下記の操作に制限がかかります。
 - 送信票入力時の個人番号表示。
 - 個人番号を含む電子申告データの作成。
 - 個人番号を含む電子申告データの送信。
- ⑦ 一括代理送信の表示対象制御 ・・・ 個人番号対応に伴う仕様変更
 - 商工会メニューから行う代理送信(一括代理送信)の際、表示される事業者を限定し、 「一括代理送信の対象とする」のチェックがある事業者のみ表示するようになります。
 - 代行・半自計 → 初期値はチェックあり
 - ・ 完全自計 → 初期値はチェックなし

個人番号情報の電子申告データへの出力には、『マイナンバー保管』を併用しており、なおかつ①「マイナンバー契約区分」が「税務支援」である、②ユーザーがマイナンバー連携権限を有している、③操作する端末が登録されている、という条件が満たされていることが必要です。

2-2.電子申告 (2)画面イメージ

個人番号が連携設定されているかチェックを追加します。 【チェックする個人番号】事業者、配偶者、扶養親族、事業専従者



- [作成] ボタンを押すと、個人番号が連携されているかチェックされます。個人番号が未連携のデータが 1件でもある場合、警告メッセージを表示します。
 - 警告メッセージで [はい] を選択すると、処理が続行され、「送信票入力」画面に遷移します。 [いいえ] を選択すると、画面入力に戻ります。
- 個人番号の未連携チェックは、「マイナンバー契約」が「税務支援」の場合のみ実行されます。

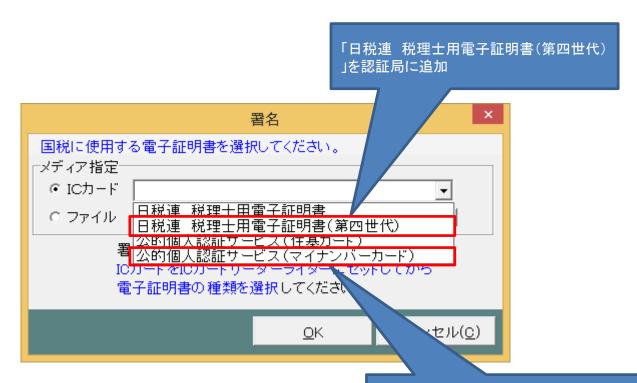
2-2.電子申告 (2)画面イメージ

申告書等送信票(兼送付書):平成28年分の様式にあわせて、画面を変更します。



2-2.電子申告 (2)画面イメージ

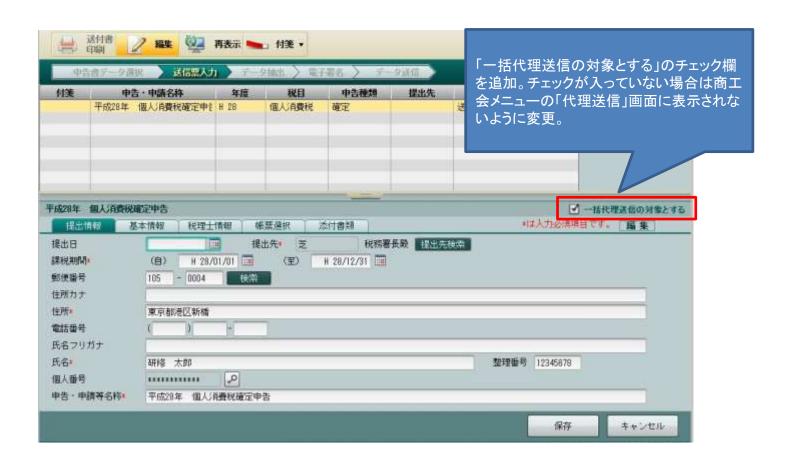
電子署名:平成28年分の様式にあわせて、画面を変更します。



「公的個人認証サービス(個人番号カード)」 から「公的個人認証サービス(マイナンバーカード)」に認証局名を変更

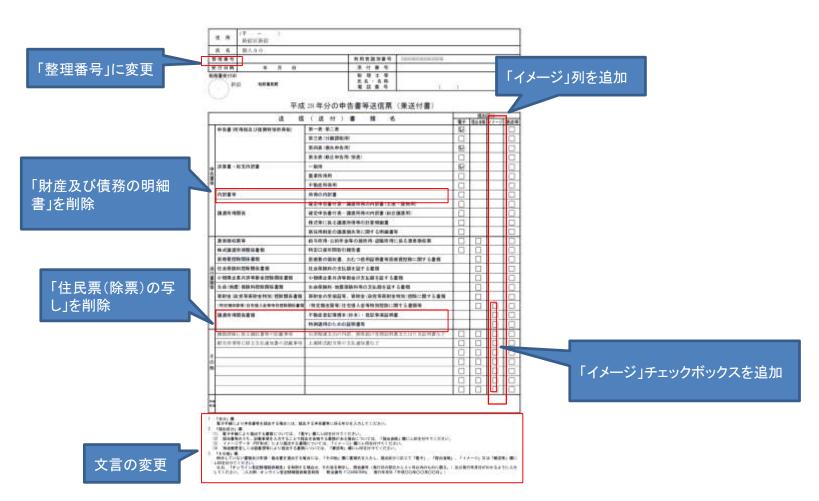
2-2.電子申告 (2)画面イメージ

送信票入力:一括代理送信の対象とするかどうかのチェック欄を追加します。



2-2.電子申告 (3)帳票イメージ

申告書等送信票(兼送付書):平成28年分の様式にあわせて、帳票を変更します。



2-2.電子申告 (3)帳票イメージ

申告書等送信票(兼送付書):平成28年分の様式にあわせて、帳票を変更します。



2-2.電子申告

(4)電子申告関連メニューの利用可能ユーザーの限定

納税者本人もしくは税理士の利用者識別番号により国税庁受付システム(e-Tax)にログインする必要があるメニューと、納税者本人もしくは税理士による署名が必要なメニューについては利用可能なユーザー区分を限定しました。

また『マイナンバー保管』との連携が発生するか、履歴管理対象になる機能は登録済端末での操作が必要です。

	電子申告の各処理						
ログインユーザー種別	① 電子証明書 登録·更新	② 送信票 入力	③ データ 抽出	④ 署名	⑤ 送信	⑥ 履歴管理	⑦ メッセージ ボックス
商工会ユーザー	×	0	△ (MN連携)	×	×	0	×
税理士ユーザー	0	0	0	0	0	0	0
事業者ユーザー (納税者本人)	0	0	0	0	0	0	0
『マイナンバー保管』履歴		_	☆	<u> </u>	☆	_	_

【凡例•注意事項】

○・・・基本的に利用可能 △・・・設定により利用可能 ×・・・利用不可

(☆・・・『マイナンバー保管』の履歴出力対象)

3. 平成28年の消費税申告書の用紙について

平成28年度の番号制度対応により、消費税申告書は「個人番号」または「法人番号」を 記載する様式に変更されました。

これにともない、個人事業者向けに「個人事業者用」、法人向けに「法人用」の消費税申告書用紙が配布されますが、『ネットde記帳』では従来の「個人・法人共通様式」で消費税申告書を印刷いたします。

国税庁ホームページに公開されている用紙は「個人・法人共通様式」であり、税務署への 提出は「個人・法人共通様式」で問題ないため、「個人事業者用」および「法人用」の様 式での印刷は行いません。

次ページ以降に、消費税申告書(一般用)、消費税申告書(簡易課税用)の「個人・法人 共通様式」と「個人事業者用」「法人用」の申告書用紙を掲載いたします。

「個人事業者用」および「法人用」を「個人・法人共通様式」と比較した場合に、異なる 箇所を赤枠で囲っています。

• 消費税申告書(一般用)

【個人·法人共通様式】



• 消費税申告書(一般用)





• 消費税申告書(簡易課税用)

【個人·法人共通様式】



• 消費税申告書(簡易課税用)

【個人事業者用】



【法人用】



4. 注意事項

4.注意事項

1)所得税申告書

- ・平成28年分の税制改正対応プログラムリリース後、平成28年度の事業者データを選択し、 所得税申告書を起動することで、平成28年分の所得税計算が自動で実行されます。 所得税申告書を起動し、申告書の内容を確認してください。
- 平成28年分の税制改正対応プログラムリリース前に、平成28年分の所得税申告書を 入力完了している場合は、平成28年度の事業者データを選択したときに、所得税申告書の 入力完了が自動で解除されます。
 なお、個人決算書の入力完了は解除されません。
- ・平成28年で追加された「配偶者(特別)控除」欄および「扶養親族」欄の「国外居住」には、空白が初期設定されます。 国外居住親族の場合、所得税申告書で「国外居住」を設定してください。

4.注意事項

・平成28年度の事業者データを選択したときに、「居住開始年月日」、「特定取得」、 「適用区分」から、以下の【特別控除区分の変換表】のとおり変換し、「住宅借入金等特別 控除区分(1回目、2回目)」のデータを作成します。 必要に応じて、「給与所得の源泉徴収票」画面で修正してください。

【特別控除区分の変換表】

居住開始年月日	特定取得 (チェックボックス)	適用区分	住宅借入金等 特別控除区分	
入力なし	_	_	空白	
入力あり	オフ	住	O1:住	
		司心	02:認	
		増	O3:増	
		震	04:震	
		上記以外	空白	
	オン	住	05:住(特)	
		河	06:認(特)	
		増	07:増(特)	
		上記以外	空白	

4.注意事項

②住所(納税地および1月1日の住所)変更について

・住所変更があった場合は、『事業者情報登録』『所得税基本情報』『消費税基本情報』の 住所欄を変更します。

『所得税基本情報』においては、地方自治体コードも変更が必要となりますのでご注意ください。

※宮城県黒川郡富谷町の住所変更について

・平成28年10月10日より、<u>宮城県黒川郡富谷町が宮城県富谷市</u>になりました。 住所変更を行う際は、地方自治体コードも確認してください。